

准会員への奨学金について

若手会員へのアンケート調査や学部学生の実生活状況を聴取している中で、歯学部学生の中に経済的困窮のため学業の継続が困難な学生が在籍していることが判明いたしました。また、現在様々な奨学金制度がありますが、経済的困窮度に重きをおいた奨学金制度はなく。将来大阪大学歯学部同窓会を担ってくれる、これらの学部学生を対象に同窓会から年間学費の援助を行うための奨学金制度の設立をいたしました。

この事業は、同窓会単独で実施運営可能なものではなく、会員の皆さまの御寄附を基本として運営したいと考えております。寄附金に関しては、個人の税額控除の対象となる様に、大阪大学にお願いいたしました。

◎奨学金制度について

【対象者】

大阪大学歯学部歯学科学生 当面は 3～6年の4学年より若干名

【受給者選考】

選考委員会の設置

委員構成：学生生活委員会委員長 1名

学生生活委員会委員（クラス担任+教務委員長）

同窓会代表者2名

【奨学金の金額および給付】

1名につき年間60万円を学部より年2回に分けて振込

当該年度4月より翌年3月まで1期

返済不要の給付型奨学金

【奨学金基金】

歯学部「大阪大学歯学部同窓会奨学金」の寄附金口座開設

事務手続き運営については、大阪大学への寄附となりますので大阪大学歯学部にて実施します。

1. 基金 100万円 同窓会一般会計より毎年支出

2. 個人寄附金 同窓会 HP上から申し込み・入金

同窓会より お礼状送付

大阪大学より 税金の控除証明書送付

同窓会報に賛助会員名簿掲載（希望者のみ）

高額寄附者には学術より講演会、談話会の優待制度あり

10万円以上の寄附

1年間の談話会・講演会の無料参加

合計 100万円以上の寄附

終身にわたり談話会・講演会の無料参加

3. 学術講演会の開催（オープンフェスタ吹田に倣い寄附金募集）

【受給学生の義務】

1. 自筆の誓約書を提出

2. 卒業後同窓会報にて報告

3. 奨学金の趣旨をよく理解し、受給を終了し社会人となった時には、後輩学生のために寄附により貢献されんことを望む